

## 南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ（以下「みなっち着ぐるみ」）の使用について必要な事項を定める。

（対象）

第 2 条 「みなっち着ぐるみ」は、南区の魅力発信、区民の連携・地域活動の推進に資することを目的とした「公益的行事」に使用する。

（定義）

第 3 条 第 2 条における「公益的行事」とは、横浜市及び南区の主催・共催・後援する行事及び地域の非営利団体並びに公益団体もしくはこれらに類する団体が行う行事で公共性を有するものをいう。

（適用除外）

第 4 条 第 3 条に関わらず、次のいずれかに該当するものに対しては「みなっち着ぐるみ」の使用を承認しない。

- （1）特定の政治活動もしくは宗教的活動に関するもの
- （2）法令及び公序良俗に反するもの
- （3）公の支配に属さない博愛、教育若しくは慈善に関するもの
- （4）営利もしくは収益そのものを目的としたもの
- （5）区において「みなっち着ぐるみ」の使用が不相当と認めるもの

（申請）

第 5 条 「みなっち着ぐるみ」の使用を申請するもの（以下「申請者」は、「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ使用申請書（様式 1）」（以下「使用申請書」）を区長に提出し、使用承認を受けなければならない。

2 横浜市が「みなっち着ぐるみ」を使用する場合は、前項の「使用申請書」の提出を省略できる。

（承認・不承認）

第 6 条 区長は、「みなっち着ぐるみ」の使用が第 2 条の条件を満たすとき「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ使用承認通知書（様式 2）」により「みなっち着ぐるみ」の使用を承認する。

2 区長は、「みなっち着ぐるみ」の使用が前項に該当しないとき、または第 4 条に該当するときは「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ使用不承認通知書（様式 3）」により「みなっち着ぐるみ」使用を不承認とする。

(取消)

第7条 申請内容及び目的が虚偽であることが判明した場合は「南区マスクキャラクターみなっち着ぐるみ使用取消通知書(様式4)」により「みなっち着ぐるみ」の使用承認を取り消す。

(使用条件)

第8条 「みなっち着ぐるみ」の使用にあたり次の条件を付す。

- (1) 申請した目的以外で使用しない
- (2) 着ぐるみを改造しない
- (3) 貸出日から原則7日以内に返却する
- (4) 運搬及び着用者の確保は使用者が行う
- (5) 第三者への転貸を行わない
- (6) 着ぐるみの使用を原因として第三者に損害を生じさせたときは、使用者が賠償の責を負う
- (7) 通常の使用に伴う限度を超えて着ぐるみに汚損・破損を生じさせた場合は、修復にかかる費用を使用者が負担する
- (8) 修復困難な汚損・破損を着ぐるみに生じさせた場合は、着ぐるみの再取得にかかる費用を使用者が負担する

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項及び要綱の実施に必要な事項は、別途区長が定める

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。